

令和 4 年 第 5 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和4年第5回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和4年5月19日(木) 午後1時15分

1. 場 所 箕面市立市民会館 2階大会議室2

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
委 員 高 野 敦 子 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 稲 田 滋 君
委 員 高 橋 太 朗 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 藤 村 彩 夏 君
兼子ども未来創造局担当部長
子ども未来創造局長 岡 裕 美 君
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
副 部 長
子ども未来創造局 金 城 忠 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 濱 口 悟 君
担当副部長兼人権施策室長
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 山 田 睦 美 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 小 西 二 朗 君
担 当 副 部 長
青少年育成室長 今 峰 秀 樹 君
児童生徒指導室長 高 取 貞 光 君
保育幼稚園利用室長 福 田 浩 子 君
文化国際室長 小 林 和 幸 君
天然記念物室長 大 倉 三 男 君
中央図書館長 大 迫 美 恵 子 君

1. 出席事務局職員

教育政策室 参事

中村友美君

教育政策室

平井由貴子君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成
団体活動支援交付金交付要綱制定の件
- 日程第 4 箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 5 箕面市保育士宿舎借上支援事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 6 箕面山ニホンザル保護管理専門員に関する要綱制定の件
- 日程第 7 箕面山ニホンザル保護管理委員会委員任命の件
- 日程第 8 箕面市立図書館協議会委員解職及び任命の件
- 日程第 9 箕面市文化財保護審議会委員任命の件
- 日程第 10 箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員任命の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(午後 1 時 15 分開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和 4 年第 5 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、稲田委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 2「教育長報告」を行います。まずは熊が出現しております状況を共有しておきたいと思います。去る 5 月 10 日朝より豊能町に出没しまして、11 日にとどろみの森学園フェンス外に出没したとこのことで目撃情報があり、直近の話では大阪府警の安まちメールを見ますと、5 月 17 日の夕方に豊能町の木代で出没情報があるという状況です。オール箕面に対応しているが教育委員会としましても、学校と事務局と連携しながら、登下校時間、学童下校時間を中心に見守りをする体制を取っております。またとどろみの森学園では一部学校活動に制限を行ったり、中止したり安全対策を取っております。どこかの時点で解除すると思いますが、もうしばらく様子を見ながら関係するところと連携しながら一定の安全確保ができれば通常の状態に戻したいと思っています。2 点目、今朝の天気予報によるとかなり暑くなっ

てくるということで、そろそろ熱中症が心配で、特に問題意識を持っているのが、数年前にWBG Tの大きな議論をしたが、その議論以降に入った教職員も一定のかたまりですでにいることと、この2年間はコロナということで激しい活動は制約したが、今年の夏はそれから比べるとコロナも注意しながらも一定日常が以前に戻るとなると熱中症が非常に気になるところで、改めて熱中症の問題について教職員に夏を迎えるにあたって徹底したいと思っています。WBG Tの配信は来週月曜日からです。教育委員会委員関係ですが、5月16日、令和4年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会が行われ、退任の教育委員会委員、教育長に対する感謝状の贈呈ということで中元教育委員もリストに上がっておりました。大阪府の方からは梶田課長が参加されまして、すすくウォッチ、大阪の子ども達の学力、国から示されました支援教育の在り方等のお話をいただきました。教育長関係ですが、第72回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会山口大会が2年延期になりましたが今回は対面で行われました。私は研究部会の第2部会学校教育に参加しましたが、働き方改革というテーマもありまして、全国の教育長の中で何人か手があがった事項は何かというと、休日における部活動の地域移行についてかなり厳しい発言が何人かからされました。どのような趣旨かということ、国は休日における部活動の地域移行は地域に投げっぱなしになっていないか、もっと国が本気でリードして必要な財源等をつけてやって欲しい。その時に事例を出されたのは、GIGAスクール構想で、子ども達に1人1台タブレットの配備というのはわれわれはこんなに早くできると思っていなかったが、それができたのは、国が本気度を示して財源もつけてリーダーシップを発揮したから実現できた。休日における部活の地域移行についてもその時のような本気を出して欲しいとさらに厳しい意見が出ていました。行事報告ですが、4月28日に第1回支援教育充実検討委員会がZoomで開催されました。第1回目ということで、これまでの経過や課題認識の整理という運びでしたが学識経験者の委員の方々から、例えば通級指導教室の利用状況はどんな感じか、適正に使われているのかとか、子ども達の将来を見据えた時に支援における一番重要とされている自立活動をどう扱っていくのか、個別最適化の学びあるいは共同的な学びをどう進めていくのか、あるいは今のデジタル化の中でそれをうまく利用してどうしていくか等、非常に有意義な議論がされております。次回第2回が5月30日ですがこのような議論が深まっていけばよいと思っています。5月14日に箕面市体育連盟の総会がありました。これも先ほど申し上げましたように部活動の地域移行について多大な協力をいただくことになっておりますのでそれらについてお願いしていくものです。5月17日にはPTA連絡協議会理事総会がありまして、新会長のもと、今年度のいろいろな取り組みについて情報共有しながらしっかりやっていかないといけないと改めて感じました。以上、教育長報告とさせていただきます。

きます。

- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けします。
- 委員（稲田滋君）：働き方改革の関係ですが、保育所でのおむつの持ち帰りについて新聞に載っていたのですが、箕面市はどうなっているのか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：箕面市におきましては、公立、民間全保育園において事業者で処分することにしております。
- 教育長（藤迫稔君）：数年前にその議論があって、保護者が子どもを迎えに行き、帰りに買い物をしたい場合の衛生面を踏まえての議論があり、それは違うということで、補助金を使って各所でおむつを処理することとしたもの。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第3、議案第24号「箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成室長に求めます。
- 子ども未来創造局青少年育成室長：本件は、青少年教学の森野外活動センターを利用する青少年健全育成団体等に対して交付金を交付することで、青少年健全育成活動を支援するため、本要綱の制定を提案するものです。7月末に新指定管理者において一部リニューアルオープンを予定しております野外活動センターを活用して青少年健全育成団体の活動をこれまで通り実施できるよう支援制度を創設するものです。具体的には市登録こども会、市リーダークラブ、ボーイスカウト・ガールスカウト、青少年を守る会、民生委員児童委員連絡協議会、PTAなどの青少年健全育成団体が原則箕面の子どもを対象に自然体験、野外活動を含めた青少年健全育成活動をする際、施設利用料から自己負担基準額に参加人数をかけた金額を差し引いた額を交付するものです。また、それ以外の団体についても、箕面の子どもを対象として広く募集し自然体験や野外活動を実施する先と同等の事業については交付することとしておりまして、市内在住の子ども1人あたりの利用料金相当額から自己負担基準額を差し引いた額を交付することになります。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（高橋太郎君）：第3条3号のこちらの団体についても必要と認める分についてぜひ引率の大人に対しても補助を出すことをご検討いただきたいと思います。
- 子ども未来創造局青少年育成室長：第3号については、それ以外の団体についての記載となっておりますが、例えば想定としてはJCさん、わんぱく相撲など子どもを対象とした活動実績があります。そういうJCさんが自然体験活動事業をされるものや、各小学校区のおやじの会や、大人だけの活動は対象となりませんが各校区で様々な子どもの対象の事業をされておりますので、自然体験事業をした場合、対象と考えております。今回、予算の関係もあり

補助は子どもを対象とさせていただいておりますが、委員のご意見も踏まえ、また交付金の実績等も勘案して今後検討してまいりたいと考えています。

○委員（高野敦子君）：先ほどの高橋委員の話に追加しての形になりますが、現時点で想定されているものを挙げていただいたが、今後こういうことで利用されたという事例が広くわかるようにしていただければ。例えば、市民の方が見てこのような活動に利用できるのかどうかと曖昧な感じがするので、こういう活動で利用されたという実績が記録という訳ではないが、閲覧まではいかなくてもわかるようにしていただけると、もっと広くいろいろな団体が利用して、広く子ども達が活動する場になって賑やかになるかと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○子ども未来創造局青少年育成室長：例えば、実績を積む中で、市のホームページ等でもこういう利用で補助実績があると書かせていただいたら、他の団体も参考になるかと思っておりますので検討していきたいと思っております。

○委員（稲田滋君）：自己負担基準額が1人800円と決めているが、これが実際今までリニューアルする前はどうかだったのか。これがどの程度の割引になっているのか、わかりやすく説明してください。

○子ども未来創造局青少年育成室長：自己負担金800円は本館の自己負担金額になりますので、本館の事例で紹介させていただきますが、本館宿泊で夏休み平日に利用した場合、施設使用料1人5,000円となります。そのうち、団体の負担は1人あたり自己負担基準額を800円と設定させていただいておりますので、800円かける人数分。市からの補助金は5000円から800円を引いた4200円、その分を交付させていただくという形になっております。以前の利用料金が市内の子どもの場合300円、大人410円と比較すると少し負担増の形になるが、施設が綺麗に整備した形で運営されていきますのでそれも加味してこの金額とさせていただいております。その他、フリーサイトの第3キャンプ場は貸し出すのは地面だけ、各自でテントを張りますので、1人あたりの自己負担額は200円となりますので、従来の子ども料金が200円ですので同等レベルとさせていただきます。

○委員（稲田滋君）：今までとあまり変わらないところは変わらない金額で、綺麗になったところは綺麗になった分取るが、相当な割引になっているという理解でいいですか。

○子ども未来創造局青少年育成室長：そうです。

○教育長（藤迫稔君）：議会でのやり取りの中ではどちらかというと、今まで使っていた人がいて、安価で使えていたが、その人達が急激に高くなり使えないようにならないようにしよう、そのために補助金を出そうという議論だったが、基本的にわれわれの考え方は、それに加えて、その方達と同じような青少年健全育成活動をしている人にも、今までは使っていなかった方、同じような

活動をしようという方にも、一定の基準を設けますが使っていただきたい。もっと言うと、箕面子ども達のために、青少年健全育成というテーマで使ってもらう人にはできるだけ補助金を出していきたいというのはわれわれの本音です。一番残念なのは、結局値段が高いから、綺麗な施設ができて使われないということほど悲しいことはないので、財政当局ともしっかりと話をしなくては行けないが、われわれが思っているのは、約500万円の補助金を議決いただきやっているが、この500万円が足りなくなる、倍くらいオーバーする活用となるよう、この施設が潤うように。またその時には議会にはお願いしないといけませんが、本来予算というのは経費削減でできるだけ使わないということですが、この補助金に関しましてはどんどんお金が必要でこれだけの青少年育成団体が活動しているというようにお金を使うのが良い使い方だと思いますので、スタンスはそういうことです。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第24号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第4、議案第25号「箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、民間保育園、認定こども園、小規模保育事業等に対しまして交付している補助金の補助基準額等を変更するため、要綱の改正をご提案するものです。主な内容は3点ありましてまず1点目は、国の子ども・子育て交付金の補助基準額が改正されたため、国の基準額と同額の設定をしている補助金について国の基準額通りに改正をするものです。2点目は、園外活動等の見守り、清掃業務、遊具の清掃、消毒、給食の配膳、寝具の用意、後片付け等、保育にかかる周辺業務を行う保育支援者を配置する園に対しまして補助する保育体制強化事業補助金につきまして、国の補助要件が保育士等の勤務環境の改善が計画的に行われるよう見直しをされたため、保育士の業務負担の軽減の内容や勤務改善等に関する取り組みなどを記載した実施計画書の提出が必要と変更されたため改正をするものです。3点目は、認定こども園に支給しています支援教育保育対策費補助金につきまして、他の補助金との整理を行ったため改正をするものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第25号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第5、議案第26号「箕面市保育士宿舍借上支援事業補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、本市の待機児童対策として民間保育園等の保育士確保を支援するため、保育士のために賃貸住宅を借り上げた場合に国の補助制度を活用して民間保育園等に対して交付する宿舍借上支援事業補助金について、補助対象施設の拡大、及び国要綱の改正に伴う要綱の改正をご提案するものです。主な内容は2点あり、まず1点目は、補助対象施設を箕面市内の賃貸物件に限定せず、市外の賃貸物件も対象とすることで保育士の離職防止を図り保育士確保を進めるものです。2点目は、国の要綱改正により、補助対象期間を変更するもので、採用された日から9年以内を8年以内に変更するものです。国は事業の対象となるものとならないものの公平性の観点から対象期間を段階的に見直しをしており、令和2年度は10年、令和3年度は9年、令和4年度を8年としているものです。また補助対象期間につきましては、保育士の有効求人倍率が2年続けて2未満となり事業者が保育士を雇いやすい状況となった場合には5年とされておりまして、本市におきましては所管する職業安定所の保育士の求人倍率が令和3年1月、及び令和4年1月と2年続けて2未満となったため、令和4年度の補助対象保育士については5年間となります。ただし、令和3年度に補助対象となった保育士につきましては引き続き9年間を対象とするものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）：今、箕面で働く保育士は足りているという理解でいいですか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：箕面市は令和元年度から令和4年度の4月につきましては4年連続待機児童は0名と達成しておりますので、4月につきましては保育士は確保できていると思っております。
- 委員（稲田滋君）：4月以外で例えば転入してきた等はなかなかすぐには入れない。その分も保育士を確保するのかというとそれは運営上やりにくいと思うがその辺りはどうですか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：年度途中につきましても、保育士が確保された場合については定員を上げていただきそこに入れてもらう対応はしております。保育士が確保できれば年度途中も定員の拡大はしている状況です。
- 委員（稲田滋君）：最初に言いましたように、箕面市はわりと保育士は確保できているという理解でいいですか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：年度末の実際の待機につきましても、

今年度は100名ほど出ていましたので、年度途中の保育士が足りていないという状況は起こっている状況です。

○子ども未来創造局担当副部長： 補足ですが、年度当初は0を達成しているが、年度途中で引っ越しをしてこられた方でどうしても保育が必要な非常に切羽詰まった方もいらっしゃいますし、育児休業から復帰される方でも翌年まで延ばせる方と復帰しないと職を失う方等色々いらっしゃいますので、完全に年度途中の余分にずっと保育士を配置しておくのは現実的には厳しいのですが、切迫している方、緊急的な子どもさんの受け入れ等も当然ありますので、それらを含めて引き続き保育士の確保は必要と思っておりますし、各園でも離職された後の次の保育士が雇えない等、年度途中に出てきますので引き続き確保対策は必要と思っております。

○教育長（藤迫稔君）： 私の方から、改正2点のうち、1点は国の改正に準じてですが、もう1点は今まで市内を対象にしていたのを市外も含めるのはこれは市の判断でしたわけですが、事業者の方からそういう要望があったのかニーズがあったのか、変えようとした意図は何かあったのか説明をお願いします。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： この宿舎借上支援事業につきましては、国の制度におきましては特に市内に住まないといけないという条件はなかったが箕面市におきまして令和3年度に開始する時に箕面市内に住んでいることを条件としてつけさせていただいたということがあります。ただ事業者の方からは市境にある保育園等事業者からは箕面市内限定よりは市外も含めて借上げをしていただいたらもっと保育士が採用できるのにというご意見があったのも今回市内をはずした要件の1つになります。また箕面市内でより働こうと思っただくには市外に住んでいても箕面市の施設を選んでいただけるということで、さらに保育士確保が進むということも考えまして今回市外も含めて対象にさせていただくという風に拡大をさせていただくものです。

○委員（稲田滋君）： この利用者は何名くらいいますか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 令和3年度から始めまして、今、令和3年度の状況ですが45名の保育士の方が利用されております。

○教育長（藤迫稔君）： 他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第26号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第6、議案第27号「箕面山ニホンザル保護管理専門員に関する要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局天然記念物室長に求めます。

- 子ども未来創造局天然記念物室長： 本件は、箕面山ニホンザルの保護管理に関しまして、箕面市教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、答申等を行う箕面山ニホンザル保護管理委員会の作業班的役割を担ってきました箕面山猿保護管理委員会について、附属機関である箕面山ニホンザル保護管理委員会との区別を行い構成する委員の役割と位置づけを明確にするため要綱の制定を提案するものです。箕面山猿保護管理委員会の組織を廃止いたしまして、現在の構成委員を箕面山ニホンザル保護管理専門員として位置づけるものです。
- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）： どっちがどっちかわかりにくいのを、整理して専門員を置いたということですね。非常にわかりやすくなって良いと思います。ところでその専門員というのは何名おられるのですか。
- 子ども未来創造局天然記念物室長： 現在専門員は4名です。
- 委員（稲田滋君）： すでに4名の専門員がいるということですね。
- 子ども未来創造局天然記念物室長： 箕面山猿保護管理委員会の委員が4名います。新たにその4名を専門員として置き換えるというイメージです。
- 委員（稲田滋君）： 諮問機関の箕面山ニホンザル保護管理委員会の方も入っているということですか。
- 子ども未来創造局天然記念物室長： 4名のうち2名が兼ねています。
- 委員（稲田滋君）： 専門員が調査したことを本体の管理委員会に報告し、管理委員会が色々決めていくという形になりますか。
- 子ども未来創造局天然記念物室長： そのイメージです。
- 委員（稲田滋君）： 専門員の活動は年間どれくらいですか。
- 子ども未来創造局天然記念物室長： 令和3年度の出務回数でございますが、会議といたしまして5人が2回、計10回ございました。現場でございますが、3名が計28回出向いております。全体では計38回の活動を行っております。
- 委員（稲田滋君）： その活動に対して日額9000円の謝礼を支払っていることになるのですか。
- 子ども未来創造局天然記念物室長： その通りです。
- 教育長（藤迫稔君）： 他、どうでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第27号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第7、議案第28号「箕面山ニホンザル保護管理委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局天然記念物室長に求めます。

- 子ども未来創造局天然記念物室長　：　本件は、箕面山ニホンザル保護管理委員会委員の任期満了に伴い、箕面山ニホンザル保護管理委員会条例第3条第2項の規定に基づきまして委員を任命するため提案するものです。委員は7名で、学識経験者3名、関係団体職員3名、市民1名となっており、委員の任期は令和4年6月15日から2年間となっております。
- 教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）　：　それでは、議案第28号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第8、報告第50号「箕面市立図書館協議会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局中央図書館長に求めます。
- 子ども未来創造局中央図書館長　：　本件は、箕面市立図書館協議会委員の解職及び任命をする必要が生じましたが、教育長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことをお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。図書館協議会委員10名のうち、箕面市PTA連絡協議会より選出された委員から辞職の申し入れがあったことに伴い、新たな委員を任命する必要が生じたため、図書館法第15条並びに箕面市立図書館協議会設置条例第2条及び第4条の規定に基づき任命したものです。なお、委員の任期は令和5年4月30日までです。
- 教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）　：　それでは、報告第50号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第9、議案第29号「箕面市文化財保護審議会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。
- 子ども未来創造局文化国際室長　：　本件は、箕面市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、新たな委員を箕面市文化財保護条例第52条第1項第2項及び第3項の規定に基づき任命するため提案するものです。学識経験者6名です。なお、6名の方についてはすべて再任となります。委員の任期は令和4年6月

1日から令和6年5月31日までの2年間です。

- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）：見る限り委員の方は箕面市にお住まいの方は1人もおられない。例えば地元箕面市に住んで、興味を持っておられる方、何か活動をされている方みたいな人がこういう委員に1人くらい入っていたらと思うのですが、どうでしょうか。
- 子ども未来創造局文化国際室長：第52条で委員は文化財の保護及び活用に関して学識経験を有する者となっております、その分で箕面市在住では必ずしもというところがあり、アドバイザー的な部分で今後検討していきたいと思っております。文化財に関しては箕面市在住でアドバイザー的な部分を今後進めていきたいと思います。
- 委員（稲田滋君）：ぜひ、そういう方も市内にお住まいかと思っておりますのでいろいろご意見を聞いて進めていただきたいと思います。
- 教育長（藤迫稔君）：今の委員の質問と少し違うが、定数の説明を。実は定数の方が少し多いので。
- 子ども未来創造局文化国際室長：定数は10名になっているが、考古学等部門の中で選任していくのがかなり難しいので現在6名となっております。途中で、適切な方がおられたら改めて増やしていきたいと考えております。
- 教育長（藤迫稔君）：正直、今の話で言いますと、文化財保護について力を入れていこうという流れの中、もう少し委員を増やそうということで色々な候補者を上げて現在調整中です。ただ時間がかかりそうなので、まずは再任の方を認めていただき、また追加で選任する場合には、今の稲田委員の意見を参考にして検討していきます。
- 教育長（藤迫稔君）：他、どうでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第29号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第10、報告第51号「箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。
- 子ども未来創造局児童生徒指導室長：本件は、箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員の任期が満了したことに伴い、新たな委員を任命する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定によりご報告するものです。

- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第51号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第11、報告第52号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。
- 子ども未来創造局副部長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第52号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第12、報告第53号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。
- 子ども未来創造局副部長：本件は、去る令和4年4月21日に開催された令和4年第4回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第53号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）：他、事務局から「その他、教育行政に係る報告」について申出を受けますが、いかがですか。
- 教育長（藤迫稔君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案6件、報告4件は、全て議了いたしました。
- 教育長（藤迫稔君）：これをもちまして、令和4年第5回箕面市教育委員会

定例会を閉会いたします。

(午後 2 時 4 分閉会)

以上のおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長

委員